

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
「節が個々の予算の執行に当たっての最小限度の単位」とあるが、国の予算では「庁費、施設費の類」といった区分があり、必ずしも、現行の地方自治法施行規則の節にこだわる必要性はない。また、「全国の他の地方公共団体と比較しながら、予算事項や内容の分析を可能とするために、全国的に統一」とあるが、節を基準とした比較の実態があるのか、国等の調査(当初予算案調、決算統計、財政状況資料集、決算カード、類似団体比較カード)も、節ではなく、節を性質別経費(人件費、物件費、維持補修費等)に分析した上で分析、比較、公表が行われている。効率化の観点から言えば、節と性質別経費、公会計の科目を極力一致させて頂きたいが、全団体のシステム改修経費等を考慮すると、困難。このため、本市の提案では、注意の節を設定することとしている。また、「標準的なソフトウェアの無償提供」について、既存の財務システムとの連携やPC導入・保守料等所要の経費が生じるほか、セキュリティ強化のために、外部へのデータ取出し等が制限されてきており、既存の財務システム以外での処理には、手間と費用が掛かる。ソフトウェアの導入割合や費用対効果を検証されているのか。さらに、「先進団体の事例」についても、結局、現行の節の下で、仕訳を細分化する方法であり、真の効率化とはいえない。公会計の導入をはじめ、年々、各種調査、分析資料の作成等の要請が増加しているなかで、システムの導入をもって効率化できたと安易にいうのではなく、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、事務の根本的・抜本的な見直しによる効率化を図っていただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 地方公共団体ごとに歳出予算節が異なることで、地方公共団体相互間での財政状況の比較が困難になる恐れがあるため、慎重に検討する必要がある。 【全国市長会】 慎重に検討されたい。		
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	

住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。					【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 「厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。」 「内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	
---	--	--	--	--	---	--	--

[illegible]

--	--	--	--	--	--	--

53	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十号による養育医療の給付)	母子保健法第二十号により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めるとを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十号により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、常総市、ひたちなか市、平塚市、澁谷市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、鹿児島市、延岡市	○当該団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税から市町村民税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続的負担が大きく、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同等に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制には他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市尺税額ではなく所得税額に決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。	事務の所管省庁において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。
54	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十号による養育の給付)	児童福祉法第二十号により養育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めるとを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十号により養育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第50条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。	事務の所管省庁において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。なお、当該事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなるため、上記の徴収基準額の改正によって地方税関係情報を提供することは可能である。
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十号による養育の給付)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めるとを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で情報の連携の方式について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十号による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に付いて(平成11年4月30日厚生省発児第98号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所費等費等国庫負担金に付いて(平成19年12月18日厚生労働省発第191002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	―	まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に關して知り得た秘密を漏した場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十号による養育の給付)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めるとを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上で情報の連携の方式について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の4、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の徴収基準等の取扱いについて(平成24年6月25日障第0823第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の車庫等の取扱いについて(平成18年11月17日障第参第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とする場合は、当市における効率的な事務につながるかと認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	まず、事務の所管省庁において、児童福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に關して知り得た秘密を漏した場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。
57	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置)	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めるとを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号法別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上で情報の連携の方式について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八條第一項及び知的障害者福祉法第二十七條によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第27号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の車庫等の取扱いについて(平成18年11月17日障第参第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、平砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とする場合は、当市における効率的な事務につながるかと認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	まず、事務の所管省庁において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に關して知り得た秘密を漏した場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。
58	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一号による措置)	(1)老人福祉法第十一号による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【支障事例】 老人福祉法第十一号による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事項の実施に係る指針について(平成18年1月14日老参第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、新倉市、鹿本市	○本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。 扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないということであれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の諸言に照らすと本提案趣意であり、この提案実現に賛同する。 ○当市においても、費用徴収事務を行うにあたり、原課認定、および費用徴収額の決定に税情報や職権として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。 情報照会が可能となることで、利用者側にも求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。	まず、事務の所管省庁において、老人福祉法による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。 また、地方税法上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に關して知り得た秘密を漏した場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳密に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 当該措置については、申請に基づく事務ではなく、本人が行政機関に対して報告を行う義務も規定されていないため、上記の要件を満たしていない。 そのため、情報提供ネットワークシステムを利用して地方税関係情報を照会するためには、事務の所管省庁において、上記の要件を満たすような対応を行う必要がある。

母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえううえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である、との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	
児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえううえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である、との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	
児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえううえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ。構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形で担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	
児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえううえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ。構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形で担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	
身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえううえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、構成員から、費用徴収額の認定事務にはそもそも根拠法律に質問検査権が必要ではなく、経済的な負担を求める形もあり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けると、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と担保措置を設けることによる各法律に基づく強制措置に係る費用徴収事務と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいいただきたい。	
老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえううえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 具体的に提供可能な特定個人情報情報の項目については、主務省令に委任されているものと解されるが、地方税法上の守秘義務の趣旨とも照らし合わせ、当該事務に係る情報提供については、国民の利便性の向上に寄与するものであることから、情報提供が許容されるよう規定整備が望まれる。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、老人福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能になると思料されるところ。構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形で担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、老人福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、老人福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	

[illegible]

情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。 収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理的扱いを被ることになってしまう、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。 ○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ また、並行して、内閣府(番号制度担当室)は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 ○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。
氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、通知カードに付属する交付申請書を利用した申請を可能とする方策がないかの検討を行う際には、住民の利便性の向上に鑑み、年度内に方向性を示すなど、早急な課題解決が図られるよう御対応願います。	—	【湖西市】 『手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、その他の記載事項から可能な限り住民を特定し、住所地区町村に申請不備の連絡を行い、住所地区町村より住民へ連絡を行うようにしているため、今後この取り扱いを徹底する。』について、市に対して、不備についての連絡は過去一度もないが、マイナンバーカード普及率の向上のためにも、何を持って連絡を行ったと言えるのか誰が見ても分かるような文章で明確に示していただきたい。 取扱いについて、周知及び更なる徹底をお願いしたい。 【春日井市】 各自治体が改善を求めている事案は、マイナンバーカードの申請に関して、個人の特定に必要な氏名、住所等の情報について申請書の記載に問題があって発生しているのではない。JーLISがマイナンバーカードの申請受付に関して、申請書IDのみで個人を特定していることが様々な弊害を生み出しているのである(しかも、この申請書IDは手書き用申請書使用時は必須項目とされていない)。 この事案は、申請書IDのみで個人を特定するJーLISの受付プロセスに問題があるわけであり、申請書ID以外の個人を特定する情報を活用することによって解決できると考える。例えば、マイナンバーが一貫していれば、統合端末で出力された申請書や通知カード下部の申請書であっても、作成時点の最新の4情報でカードが作成され、その最終住民登録地の自治体に送付されるように取り扱い願いたい。 また、後段の手書き用申請書の件に関しても、現在の取り扱いで何の連絡もなされていないという問題が発生しているのに、単に徹底することのみで再発防止が担保されるのか疑問である。支障事例の解消につながるよう、対応を検討していただきたい。 【愛田市】 合わせて統合端末から出力する、個人番号カード交付申請書について、QRコードが印刷されるようにし、スマートフォンおよびまちなか写真機から申請できるよう改善を図るよう検討していただきたい。 【松江市】 手書き申請書で不備があった場合の対応については、地方公共団体情報システム機構(JーLIS)から市町村への連絡はされておらず、JーLIS個人番号プロジェクト推進部に電話確認したところ、申請者本人にも住所地区町村にも連絡をしていないとの回答を受けたところである(H28.8.4)。 総務省はJーLISの現在の対応状況を確認いただき、早急に見解にある運用を行っていただきたい。 【大村市】 手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、住所地区町村に申請不備の連絡を行っているところだが、不備連絡には不備の理由が明記されておらず、市区町村は住民に対し不備となった明確な説明ができていない状況である。今後この取扱いとするならば、不備理由も添えて通知を行うように要望する。そもそも、住民が特定できているのであれば、市区町村に連絡するのではなく、直接住民本人に連絡をすべきである。住民に直接連絡を行えば、市区町村が住民に通知を送る負担がなくなるだけでなく、住民は再申請が必要となることを知るまでの時間も短縮できるため、カードをより早く受領することができる。従って、いずれかの取り扱いに改正していただくようお願いする。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
過去に総務省東海総合通信局情報通信振興課に対して、公設民営において使用している財産を現サービス提供会社へ譲渡する場合交付金返還となるが確認したところ、包括承認事項の要件に該当すれば国庫返還金は生じないが、経過年数が10年を超えることが条件であり、10年未満であれば返還が必要となる旨の回答をいただいた。ただし、貴省一次回答における①又は②に該当するかどうかについては、明確に回答をいただいていないので、早急に補助金担当部局と相談・調整をさせていただきたい。 その上で、もしも①又は②にも該当しないということであれば、「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」(平成20年4月10日発出)において、概ね10年経過した補助対象財産については補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分の承認については包括承認事項とすることとされていることを踏まえ、貴省の基準も「概ね10年」とすることについて、改めて検討してもらいたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

35	B 地方に対する規制緩和	その他	国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能とする	現在、国勢調査情報の利用が可能なる基幹統計調査では、担当する調査員の大半が、国勢調査で作成した調査区地図、調査区要因及び調査世帯一覧を閲覧、転記又は複写により調査区の確認をしている。 複写が禁止されている調査世帯一覧を、調査区地図及び調査区要因と同様に複写可能としていただきたい。	調査世帯一覧を転記するためには、通常1時間程度の時間を要し、調査員に負担を掛けるばかりでなく、立ち会う職員も拘束される。さらに、来庁時間が重なった他の調査員を待たせることを避けるためには、閲覧場所及び職員を複数確保する必要も生じるなど効率が悪い。 また、調査区に精通した調査員の高齢化による引退や、プライバシー意識の向上による調査実施の難化により新たな調査員の確保に苦慮している中で、確保した調査員は調査区に詳しくない場合も多く、転記誤りにより訪問先を間違えるなど、トラブルが生じることがある。 現に、調査員からも、「他の書類は複写できるのに、世帯一覧のみ複写できないのはなぜか」、「調査後は処分するので複写できないか」、「調査員を雇用してほしいなどの意見が寄せられるなど、調査員の理解を得ることが困難な場合が多いのが実情である。 世帯一覧には個人情報に記載されているが、閲覧内容を記載した記録簿を作成していることや、調査員には守秘義務が課せられていることから、安全性は一定担保されていると考える。さらに、立ち会う職員による必要最小範囲の部分の複写や、マニュアル等を作成し、複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることで、個人情報流失のリスクをより軽減できるものと考ええる。	調査員の転記時間や立会いのための職員の拘束時間が短縮される。 調査に要する時間と労力が軽減されるとともに調査区の把握が容易になることで、地域に精通していない調査員にも依頼しやすくなり、調査員確保に資する。 転記誤りをなくせることにより精度の高い調査がより効率的に実施できる。	国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査区要因閲覧事務取扱要領(平成18年6月6日総務省統計局長決定) 国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日総務省統計局長決定 最終改正 平成 23年6月17日)	総務省	松山市	参考資料添付	旭川市、鹿角市、ひたちなか市、相模原市、相井沢市、軽井沢市、高山市、東蒲町、城瀬市、伊丹市、出雲市、徳島県、高松市、大村市、宮崎市	○100世帯以上の世帯を転記する場合もあり、調査員に過大な負担となっている。 ○限られた人員体制で事務を進めているため、調査員の転記時間や立会いのための拘束時間は他の業務に支障が生じている。調査員確保が難しい状況の中、転記等に係る指導により辞退者が増加している。 調査員からは、法令遵守と調査の円滑実施のどちらを優先しているのかとの声もある。国民への周知により理解を得ることは可能だと考える。よって、統計法施行令や施行規則等の改正により、円滑な調査実施に向けた検討を求め。 ○調査員の人員不足や個人情報保護意識の高まりから、調査が困難となる中、調査員には調査の重要性を理解していただき、調査を引き受けてもらっている。さらに65歳以上の調査員が大部分を占めている為、調査員の負担軽減や調査活動の効率化をするためには、国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能としていただきたい。 ○市民のプライバシー意識の高まりに加え、核家族化・共働き世帯の増加により訪問時の不在確率が増加しており、調査員からの調査世帯一覧の問い合わせは高い状況にある。調査員の確保が難しくなっている中、調査員に居住する地域外の調査区を依頼するケースが増えていることや、ある程度時間に余裕がある高齢の方を調査員に依頼するケースが増えていることから、閲覧転記ではなく、複写を可能にすることで、調査員の労力が軽減でき、調査員の確保に資すると考える。 ○各種統計調査において、調査区確認に国勢調査情報の利用が可能な場合には、統計調査員の方々が国勢調査で作成した調査区地図、調査区要因及び調査世帯一覧の閲覧、転記、又は複写を行っている。毎月、調査員の方々が調査区に立会い、統計調査員の確保が難しい状況であるにも関わらず、調査世帯一覧の転記には平均1時間程度の時間が必要なので、調査員の方々に負担を掛ける状況となっている。また、全数調査の調査期日時点前後の2週間は、職員が調査対象の方々からの問い合わせの対応に手一杯であるにも関わらず、閲覧中の調査員に立ち会わせざるを得ない状況となり、職員への負担も大きなものとなっている。	国勢調査の調査世帯一覧は国勢調査を正確に行うために作成しているものであり、同一覧には氏名や世帯員数などが記載されていることから、これらの情報については調査票情報と同様、厳重に取り扱う必要がある。 一方で、国勢調査の調査区は各種統計調査の基礎的な地域単位として利用されていることから、調査区関係書類(調査区地図及び調査区一覧表)、調査区要因及び調査世帯一覧については、事務取扱要領に基づき、閲覧者の申請・承認を行っているところである。 具体的には、事務取扱要領においては、秘密保護の厳格な適用を図る観点から、調査区地図及び調査区一覧表の閲覧のみで調査地域の確認が困難な場合に限って、調査区要因の閲覧を承認しており、その上で、調査区要因によってもなお調査地域の境界確認が困難な場合に限り、調査世帯一覧について必要最小限の範囲での閲覧を承認することとしているところである。 よって、調査世帯一覧については、各種統計調査の調査地域を正確に把握するために、必要最小限の範囲のみを閲覧するものであって、支障事例にあるような、調査員の大半が閲覧を要すること、転記に1時間程度を要すること、100世帯以上を転記することなどは想定しておらず、調査地域の境界付近にある数世帯分を確認するためであれば、閲覧・転記で十分と考えているところである。 他方で、調査世帯一覧の閲覧における取扱いについては、調査環境の変化や調査員の高齢化など統計を取り巻く環境の変化に対応することも重要であることから、調査事務に係る負担軽減や情報漏えいリスク等を十分考慮するとともに、他の市町村からの意見等も聴きながら、提案に対する方向性について検討してまいりたい。
37	B 地方に対する規制緩和	その他	期日前投票所において、投票所を繰り上げて閉じることや市町村選挙管理委員会の判断で可能とする。	期日前投票期間の投票所の繰り上げについて、市町村選挙管理委員会の判断で可能にできるよう公職選挙法の改正を要望する。	公職選挙法第40条及び第48条の2第6項に基づく、本村は、期日前投票所が1か所であるため、期投票所を開く時刻は繰り上げることしかできず、閉じる時刻は繰り下げることしかできないことにより、投票時間を短縮することができない。 現在、仕事に就かれている方等は特に立会人を敬遠されることも多く、各自治会から選出される高齢者に立会人を務めもらっているが、1日11時間半の立会人の負担が重いことから、その選任に苦慮することもあり、投票時間の短縮を求める声が上がっている。 一方で期日前投票開始後の数日間や夜間の時間帯については、極めて投票者が少ない状況であるため、国政選挙等の期日前投票所の設置期間が長期間にわたる場合には、その設置期間の過半を越えない範囲で投票所を繰り上げて閉じることができれば、立会人の負担の軽減につながると思われる。 多くの町村は、期日前投票所を1か所しか設置しておらず、全国的に人口減少に伴い有権者数は減少傾向にあるにもかかわらず、市町村ごとの現状に沿った期日前投票所の設置が行うことができない状況である。	地域の実情に応じた期日前投票所の運営が可能となり、投票立会人の負担の軽減を図ることができ、それに伴い、多くの方が敬遠される立会人について興味をもつことにもつながると思われる。 なお、投票者が極めて少ない日や時間帯があるため、市町村ごとの現状に沿って期日前投票期間を短縮しても投票への影響は少ないと考える。 また、投票管理者及び選挙事務従事者の負担も軽減され、人件費等にかかる経費の削減も期待できる。	公職選挙法第38条第1項、40条、第48条の2第5項及び第6項	総務省	◎鳴沢村、茨城県笠間市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	－	ひたちなか市、相井県、多治見市、八代市	○制度改正の必要性 投票当日の投票所と同じように、選挙人の投票に支障をきたさないと思われる場合には、当該選挙管理委員会が地域の実情を考慮し、期日前投票所の開く時刻の繰り下げ、および閉じる時刻の繰り上げを行うことができるようにすることが必要である。 ○当市の場合は、夜間(19～20時)投票者数や期日前投票全体に占める割合は約10%と、現在のところ、夜間投票の成果は見られるところであるが、立会人の選任については、提案団体と同様、苦慮しているところであり、今後さらに人口減少が進み、夜間投票者数が増え少い状況になった場合は、その実情に応じた期日前投票所の運営が必要となる可能性がある。 ○本市においても、投票立会人は高齢者がほとんどで選任には苦慮しているため、期日前投票所の時間短縮は立会人の負担軽減や安定的な人員確保に一定の効果があると考えられる。 また、選挙期日当日の投票所は閉鎖時刻の繰り上げが認められているので、期日前投票においても問題がないと考えられる。 しかし、期日前投票所の閉鎖時刻の繰り上げは、投票の機会を制限することにもなるので、改正については、過去の投票状況や地域の実情を調査研究する必要がある。	期日前投票制度は、選挙期日前においても選挙期日同様に投票を行うことができる制度であり、平成15年の公職選挙法の一部を改正する法律(平成15年法律第69号)により創設されたものである。 期日前投票については、制度創設以来、順調にその利用者数が増えているが、そのさらなる環境改善のため、平成28年4月の公職選挙法の改正では、各期日前投票所の立地や利用状況等を踏まえ、地域を通じて最適な投票場所を柔軟に定めるよう、期日前投票の投票時間について、(1)開始時刻(午前8時30分)の2時間以内の開始時刻及び終了時刻(午後8時)の2時間以内の終了時刻とし、(2)2以上の期日前投票所を併設する場合に、午前8時00分から午後8時までの間に、少なくともいずれか一つの期日前投票所が開いていれば良いことなどの改正が行われたところである。 他方、本件提案のようにすべての期日前投票所の終了時刻の繰り上げを可能とすることについては、上記改正の契機となった投票環境の向上方策等に關する研究会においても議論となったものであり、有権者の投票機会を妨める事態につながるおそれがあることから、慎重な検討が必要なものと考ええる。 また、投票立会人の負担軽減という観点については、投票立会人を複数選任し、時間毎の交代制とすることは可能であり、加えて投票立会人となる者の選出方法を工夫することにより、現行制度に比べて投票立会人の負担を軽減することは可能であると考ええる。
42	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し	大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	【支障事例】 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カンターパート方式」(被災市町村に対して支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復興・復興に向けた支援を行ってきた。 各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)。一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ26,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	【効果】 被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要がある。 災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求める旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時ににおける被災住民の生活再建に資することと期待できる。	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条	内閣府、総務省	九州地方知事会	大分県提案分第149回九州地方知事会議特別決議採択	酒田市、常総市、多治見市、竜岡市、大坂府、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市	○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめるチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現場への交通手段や職員の宿舎方法など情報が多く、移動しづらい状態であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと想定し、支援すべき現場として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動をする場合は、大変有用であると考えた。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱さが計られると考える。 ○熊本地震の際、被災県等から県を通して県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、関係的な応援要請の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するに少なからず影響があった。また、反対に平成28年に発生した地震においては、被災地として応援を要しなくてはならない立場になったが、県を通して他県等の応援を調整することになった際にも、費用負担に係る疑義(最終的に誰が負担するのか)が生じ、不安を抱えながら応援要請の判断をしなければならぬ状況にあった。提案内容のよう広域応援の観点でも、関係的な応援要請の法的根拠、費用負担等を明確にしていたいた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものと考ええる。 ○平成28年熊本地震の際には、法的根拠がないままでも、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確化を要していることから、支援すべき現場として、市役所本庁で決まっているものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、速やかかつ円滑な活動につながると思われる。	御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。
52	A 権限移譲	医療・福祉	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲すること求める。	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲すること求める。	【支障事例】 道府県内の審査庁は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求に係る事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況)。 また、指定都市の処分に対する審査庁が道府県であることは、指定都市の受給者にとって分かりにくい。(熊本市には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	【効果】 指定都市設置福祉事務所に係る審査請求を指定都市が担うことにより、県の事務の簡素化により、自治体の公営住宅や管理業務のアウトソーシングが促進され、地方住宅供給公社等を中心とした広域的な住宅セーフティネットの構築(公営・特公営・民間賃貸等)が期待できる。その一方、自治体の住宅管理業務に割かれていた人工を活用して既存ストックの改修や統廃合等、公営住宅ストックの改善促進に間接的に作用することが期待できる。 ○入居者及び入居希望者側においては、各種申請や問合せ先が管理代行者に一本化され、入居者等もワンストップで手続きが実施できることによる住民サービスの向上が期待できる。	生活保護法第64条、65条	総務省、厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本市	○指定都市が処分庁となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総数15件のうち10件が指定都市の事業)、法定期限内の裁決に当たり大きな支障となっている。 ○審査請求に係る裁決権限を指定都市に移譲することにより、今後請求があった場合の審査処理の加速化が図れるものと思われる。 (H28:49件中31件(63.3%)、H27:74件中42件(56.8%)) また、指定都市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本庁ではないというのはいずれにいくと思われる。 なお、現状において、審査に当たっての資料の収集や弁明書の作成、照会に対する回答などは、審査庁と処分庁(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本庁で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。 ○域内の審査庁が1か所(知事)であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況である。	現行制度においては、生活保護の決定及び実施(以下「保護の決定実施」という。))に関する処分に対する審査請求の審査庁は、都道府県知事と規定している。 これは、一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となることと、不服申立を行った被保護者の迅速な救済に繋がるなどの観点から規定したものであるが、厚生労働省としては、本提案に関する対応については、都道府県並びに規定に定められている指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市(以下「指定都市等」という。))の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。 なお、総務省としては本提案について異議はないもの。
60	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第47条に規定されている「管理代行制度」の拡充	管理代行制度の対象が、現行法上では公営住宅法第2条第2号に掲げる公営住宅又はその共同施設に限定されている。この条件について、改良住宅、従前居住者用賃貸住宅(再開発住宅・住環境整備モデル住宅等)や、自治体が独自に整備した住宅等についても、管理代行の適用を受けることを可能とすること。	○国の要領や条例制定により、土地地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を適用する必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、管理者が異なる可能性があるほか、同一管理者であっても委託の手続きの違いにより委託期間にずれが生じる可能性がある。また、併用により協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になる。 ○条例等により同様に管理している住宅の委託先や、手続が異なることで割込先等の案内が複数となり、混乱や間違いの原因になる。	○国の要領や条例制定により、土地地区画整理事業により建設した住宅及び、自治体が独自に整備した住宅は、公営住宅と同様の管理をしているにも関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を適用する必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、指定管理者の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になっている。 ○改良住宅において、根拠法は異なるが公営住宅と同様に家賃が低廉であることから、公営住宅と一元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、1管理者へ委託を行っているが業務が煩雑となっている。 ○当市では、平成21年度から市営住宅の管理方法として管理代行制度と指定管理者制度を併用した管理を住宅供給公社が行っている。公営住宅法に基づく住宅に係る事務については、指定管理者制度及び市直営で行っていたものを、管理代行制度に移行している(滞納者、不正入居者等への剥離請求事務は市直営業務)。一方で、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅に係る事務については、管理代行制度に移した公営住宅と同様の業務を引き続き指定管理者制度及び市直営で行っている。同様の事務手続でありながら、公営住宅、公営住宅以外で管理方法が異なることは、業務の効率化の観点からすると、非効率である一面がある。市営住宅の管理については、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅にも管理代行制度を導入することにより、市営住宅管理の一層の効率化、入居者サービスの向上が期待できる。また、管理代行制度の拡大は、市営住宅の管理方法の選択幅が広がることにつながり、各々の管理者の管理事務の実情に応じて、きめ細かに管理方法を設定できることが期待される。	公営住宅法第47条、地方自治法第244条の2	総務省、国土交通省	掛川市、袋井市	－	沼津市、浜田市、福岡市、大牟田市	○「管理代行と指定管理では、受託者が行える業務の内容の違いがあるため、窓口が管理代行者に一本化されることにより、住民サービスの向上につながる」と期待される。また、管理委託先の一元化は、事務手続きの簡素化によることから、事務処理コストの削減にもつながる。 ○当市では、公営住宅とその他の種類の住宅との含業住宅や併存住宅が多数ある。改良住宅や更新住宅等は、公営住宅と同様の管理をしている-も関わらず、管理代行制度を活用できない。このため、管理を委託するには指定管理者制度を用いる必要があるが、管理代行と指定管理の併用により、指定管理者の指定や協定書の作成等、二重に業務が発生するため業務が煩雑になっている。 ○改良住宅において、根拠法は異なるが公営住宅と同様に家賃が低廉であることから、公営住宅と一元管理することが望ましいため、管理代行・指定管理制度を併用し、1管理者へ委託を行っているが業務が煩雑となっている。 ○当市では、平成21年度から市営住宅の管理方法として管理代行制度と指定管理者制度を併用した管理を住宅供給公社が行っている。公営住宅法に基づく住宅に係る事務については、指定管理者制度及び市直営で行っていたものを、管理代行制度に移行している(滞納者、不正入居者等への剥離請求事務は市直営業務)。一方で、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅に係る事務については、管理代行制度に移した公営住宅と同様の業務を引き続き指定管理者制度及び市直営で行っている。同様の事務手続でありながら、公営住宅、公営住宅以外で管理方法が異なることは、業務の効率化の観点からすると、非効率である一面がある。市営住宅の管理については、住宅地区改良法等公営住宅法以外の住宅にも管理代行制度を導入することにより、市営住宅管理の一層の効率化、入居者サービスの向上が期待できる。また、管理代行制度の拡大は、市営住宅の管理方法の選択幅が広がることにつながり、各々の管理者の管理事務の実情に応じて、きめ細かに管理方法を設定できることが期待される。	【総務省】 公営住宅法第47条第1項に基づく管理代行制度を所管する国土交通省において、検討すべきものである。 【国土交通省】 本提案は、土地地区画整理事業及び自治体が独自に整備した住宅等の管理の問題であり、公営住宅法上の問題ではない。 なお、公営住宅法の公営住宅以外の住宅の管理を法人その他の団体に委託するため指定管理者制度を用いる場合であっても、管理代行制度で公営住宅の管理を委託した地方住宅供給公社等を指定することは可能である。また、管理代行制度と指定管理者制度の手続きの違いにより、協定書や仕様書等の作成に二重の手続きがかかる点については、管理代行者と指定管理者で協定書等の内容の共通化を図る等の工夫をすることで、煩雑性の軽減、事務処理コストの削減は可能であるほか、委託時期のずれについても、指定管理に係る公費、議会手続等を十分な余裕をもって計画的に行うことで、委託時期にずれが生じないようすることが可能である。 これらのことから、地方公共団体が独自で整備した住宅等については、管理代行制度を導入する必要性に乏しいと考える。

国勢調査の調査世帯一覧は、調査票情報と同様に厳重に取り扱う必要があり、その閲覧・転記は、調査区要図によってもなお調査地域の確認が困難な場合に限って必要最小限の範囲でさせるべきことは十分に認識している。 しかしながら、地域に精通した調査員の高齢化による引退やプライバシー意識の高まりにより調査環境が難化する中で、調査区に地理感のない市民を職員が粘り強く説得してどうにか調査を依頼できている現状において、そのような調査員からの強い要望があることや調査員及び職員の負担軽減などの観点から、調査世帯一覧の一定範囲の閲覧・転記を認めざるを得ないのが本市の実態である。 調査員は、調査区関係書類（調査区地図、調査区一覧表）や調査区要図の閲覧・転記・複写から始まり、さらに調査世帯一覧の閲覧・転記に当たっては、自身の担当する地理感のない調査地域を把握するとともに転記誤りによるトラブルを防ぐため入念な確認をする必要があり、これら一連の作業に1時間程度を要している。 情報漏えいリスクについては、提案時に述べたように、調査員に守秘義務が課せられていることから、一定担保されると考えられ、さらに、立ち会う職員による必要最小部分の複写や、マニュアル等を作成して複写した書類は返却を要すること、調査時には持ち出さないことなどを条件として定めることでリスクはより軽減できると考える。 以上のことから、統計調査の効率化と調査員及び職員の負担軽減、調査員の確保などのため、今回の提案実現に向けて是非とも具体的なスケジュールの下での速やかな検討をお願いしたい。				【全国市長会】 事務負担軽減に向け対応を求める。	
「有権者の投票機会を狭める事態につながるおそれがある。」点について、期日前投票は、投票所設置当初は、投票者数が少なく、投票日が近づくと投票者数が増えていく傾向があり、加えて、その期間是非常に長い。投票環境の向上方策等に関する研究会でも、以前からこの点に関しての意見はあり、他にも期日前投票の弾力化について多くの意見があったところである。 また、期日前投票は、地域性があり、午後6時以降の投票者数は、都心近郊では多いが、地方では少ないと思われる。平成28年度の参議院議員選挙における期日前投票期間の前半8日間において、共同提案団体の最も少ないところでは、6日間投票者がいなかった。 この点、今回提案しているのは、市町村選挙管理委員会が地域の実情を考慮し、弾力化を行うことができたものであり、投票機会を狭めるとは言えないと考える。 次に、立会人の選任についてである。地方では、人口減少が顕著な自治体が多く、長期に渡る立会人の選任を選挙管理委員会だけで行うことは困難であり、現代の就業環境や若年層人口が少ないことから公募制も難しい状況であり、地区の代表に協力を依頼している。 なお、交代制の意見は、立会人の数が増加することとなり、期日前投票期間が17日間であれば、最低でも6人の立会人を選任しなければならない。仮に立会人を確保すること自体が困難という現状があり、交代制だと単純に倍の人員を確保せねばならないため、現実的には非常に難しい。立会人からも、交代制の要望はなく、投票時間の短縮についての意見が出ているところであり、地域の実情を踏まえても、現行制度で対応は困難であると考える。				【全国市長会】 地域の実情に応じた対応が可能となるよう、十分な検討を求める。	
提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○今後、内閣府(防災担当)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。
検討を進め、早期の実現に努めていただきたい。 また、本提案は、指導監査権限を有する指定都市への権限移譲に関するものであるが、厚生労働省は中核市への移譲も併せて検討することである。中核市への権限移譲については、厚生労働省において論点整理の上、検討を進めていただきたい。 なお、「一定程度の件数を審査することにより知見の蓄積が行われることで処分の判断基準、内容及び手続きに関して統一性が高まり、行政の効率的な事務処理となるとともに、不服申立を行った被保護者の迅速な救済に繋がる」との観点から規定した」とある。平成26年4月1日から平成29年7月1日までの熊本県への審査請求62件中、半数以上の35件が熊本市（指定都市）分であり、権限移譲が実現されれば、指定都市での一定程度の件数の審査により知見の蓄積が行われると考える。				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 今後、指定都市及び中核市の意見及び相互の調整状況を踏まえ検討していくこととなるが、提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監査を実施しており、審査請求の裁決を行う体制を整備されていると踏えていることから、指定都市への権限移譲を求めているところであるため、地方側の調整の結果として、指定都市のみ先行して移譲するという選択肢についても、考慮していただきたい。 ○ 提案団体は、指定都市が都道府県と並列の立場で指導監査を実施していることを踏まえ、再審査請求先を国とすることを想定していることから、今後の検討に当たっては、その点も考慮していただきたい。
本提案は公営住宅及び公営住宅に準じて管理している住宅の管理業務の外部委託について、管理戸数の大半を占める公営住宅における管理代行制度をベースに一本化することが最も効率的であることから、その実現により外部委託を継続的に選択しやすい体制を整えることを目的としており、それらの住宅の指定管理者に地方住宅供給公社を指定することでは支障事例の解決に至らない。また、本提案の実現により管理業務の外部委託の選択が容易になることによるメリットは生じない。 公営住宅の使用関係においては過去の判例等により、入居者決定を除く管理関係の規定は行政処分にあたらず、入居者の選考及び決定は行政処分に当たるとされているが、このことに関する貴省の見解を伺いたい。また、公営住宅以外の住宅において条例規定によりどの範囲まで業務が委託できるのかについても明確化されたい。仮に委託可能な範囲を条例で規定することで公営住宅と同様の管理運営を行うことが可能であれば、当市は直ちに条例改正等の必要な措置を講じ、公営住宅以外の住宅について適用する予定である。 なお、第一次回答にある二制度の併用に関する工夫は当市で既に措置済みであり、それでもなお煩雑な事務を業務担当者1～1.5人工が担わざるを得ない地方自治体の実情を御理解いただき、引き続き規制緩和について検討されたい。	有			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 地方公共団体は、地方自治法に基づく指定管理者制度や、条例により独自に定めた管理代行制度により、入居者決定等の行政処分を含め、地方公共団体が独自に整備した住宅（以下「独自整備住宅」という。）の管理事務を外部委託することができるものと解してよいのか。 ○ 公営住宅法の「公営住宅」に適用される高額所得者に対する明渡請求（法29条）や公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求（法38条）は、借地借家法の特例として定められていることを踏まえても、独自整備住宅について、当該地方公共団体の条例等で同様の制度を定めた場合に、事業主体や指定管理者、その他管理委託を受けた者において実施することができるかと解してよいのか。 ○ 公営住宅法に規定されている入居者の収入調査等（法第34条、収入状況の報告の請求、他の地方公共団体等からの税務情報の入手等）は、独自整備住宅についても、管理条例等により、外部委託することができるかと解してよいのか。 ○ 独自整備住宅について、指定管理者制度及び条例により独自に定めた管理代行制度によって、具体的にどこまでの事務範囲を委託できているのか。また、公営住宅について、指定管理者制度により委託可能な事務範囲及び地方住宅供給公社が指定管理者である場合に委託可能な事務範囲に違いが生じるかについても、お示しいただきたい。 また、その内容については、地方公共団体等による住宅運営に資するため、地方公共団体等へ周知するべきではないか。 ○ 公営住宅と同様の利用・管理がなされている独自整備住宅について、事務の委託、高額所得者への明渡請求、入居者の収入調査等が公営住宅と同様に実施することが仮にできないのであれば、独自整備住宅を公営住宅へ転用することを可能とする法律上の措置をとるべきでないか。

	B 地方に対する規制緩和	その他	PFI事業により将来の用途廃止が確定している行政財産(土地)に係る売払い制限の緩和	PFI事業契約が締結され、将来、公共又は公用に供されないことが確定している行政財産(土地)については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売払いを可能とすること。	本県では、運転免許試験場の建替整備(現地建替)をPFI事業として実施し、施設の集約化等により余剰地を生み出し活用することとしている。その際、地方自治法第238条の4第1項の規定により、行政財産については売払いができないとされていることから、施設の建替終了後に余剰地となることが確定している敷地についても、既存の建屋による行政サービスの提供が継続されている間における売払いが困難である。 【計画の時系列】 事業スケジュール(予定) ア 事業契約の締結 平成29年10月【事業契約締結の相手方:PFI事業者】 イ 施設的设计・建設期間(引き渡し)※この間における余剰地となることが決定している土地の県から第三者への売却が困難 (ア)四輪技能試験コース 平成30年12月末 (イ)二輪技能試験コース、二輪発着場、二輪車庫 平成31年2月末 (ウ)庁舎、四輪車庫 平成32年1月末 (エ)平面駐車場 平成32年10月末 (オ)立体駐車場、四輪発着場、外構 平成33年2月末	公有財産の活用への選択肢が増えることで、次のとおり事業の内容や地域の実情に応じた効率的・効果的な公有財産の利活用を図ることが可能となる。 ・余剰地の買主及びその事業内容を早期に特定できるため、PFI事業と余剰地の買主による事業を通じた周辺環境対策(両者を通じた交通動線の設定など)や一体的な施設整備を効率的・効果的に進めることが期待できる。 ・余剰地の早期売却が可能となり、早期の財源確保が可能となる。	・地方自治法第238条の4第1項 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	総務省		愛知県	—		宮崎市	○PFI事業における余剰地活用は、財源確保や周辺との一体的な整備に対して有効な手法とされている。 ・PFI事業による民間ノウハウを活用した施設整備では、ハコモノの整備だけでなく、施設を中心としたまわづくりに寄与する整備計画とすることがあり、本提案の実現により、効率的かつ効果的な事業推進が可能になると考える。	貴県の提案は、PFI事業における設計等の進展により余剰(予定)地が確定した段階で、行政財産である当該余剰(予定)地の売り払い契約を締結しようとするものである。 この点、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で当該土地を売り払う内容の契約であった、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することは可能である。 よって、貴県の提案については、上記に該当する限り、現行法において対応可能である。 なお、昭和58年1月13日行政課決定は変更することとし、通知等により周知を図ることとする。
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数県共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。 面計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 面計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 ■事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び面計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件 (経産省12,738件、国土省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	—	—	—	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じ、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所長大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくものであり、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。		
78	B 地方に対する規制緩和	その他	指定都市都道府県調整会議における加えることができる構成員のうち地方議会からの代表者の選出方法について、地方議会に裁量権の付与	指定都市都道府県調整会議に指定都市都道府県調整会議の構成員については、地方自治法に、「～次に掲げる者を構成員として加えることができる」と規定され、構成員の追加に市長と知事の裁量がある。しかし、構成員の選出方法については「選挙により」と法定化されている。選出方法については、全国一律に法定されるのではなく、それぞれの議会の判断に任せることが地方分権の本旨に沿うものである。 また、本件については、広域連合の議会の議員の選出方法と同一であるが、当該調整会議は二重行政の解消等を目的とした会場であり、その合意事項は法的拘束力が及ばないものであるため、こうした会議の構成員を議会から選出する際に、広域連合と同様の選出方法を法定化することは、手続きとして過大である。 本県では議長を構成員に選出している。諸事情により議長が辞任し、併せて当該会議の構成員を辞任した場合なども、その度に「選挙により」選出することが必要となり、議会の負担が増える。 さらに、議会でのそのような判断に関わらず、議長を辞任した場合でも、当該構成員からの辞意がない限り、構成員として調整会議に参加することになり、選出の趣旨から考えて望ましくない事態を招くこともあり得る。また、調整会議の開催前に急遽構成員を辞めた場合に、構成員をすぐに選出できず、調整会議を開催できないことも考えられる。	議員の選出方法について法で一律に規定するのではなく、地方議会が地域の実情に合った方法を自ら選択し、選出することにより、特定の課題に関する調整会議の機動的な開催や事務手続きの簡素化など、効率的な行政運営が可能となる。	地方自治法第252条の21の2	総務省	宮城県	分権担当課と事業担当課は同一	—	—	指定都市都道府県調整会議については、いわゆる二重行政の解消を図るため事務の執行に関する調整を行う場であることから、地方自治法第252条の21の2第2項においては、事務を執行する責任があり統括代表権や予算編成権を有している指定都市の市長と都道府県の知事を最低限必要な構成員として位置付けている。 さらに、協議の対象となった事務が各団体においてスムーズに執行されるよう、団体意思を決定し事務を監視する機能を有する議会が調整の場に関わることが望ましい場面もあると考えられる。調整会議において議員を構成員とする場合、調整会議において協議を行う都府、調整相手となる団体と適切な調整を行うにふさわしい者を「議会の代表者」として適正な手続きによって選出する必要がある。 したがって、調整会議の構成員の選出方法について、同法第118条の規定によらず、一律に地方議会の裁量に委ねることとする貴県の提案は、当該構成員が「議会の代表者」であることの適正性を担保する選出方法とは必ずしも言うことのできないものであることから、適当ではない。 なお、同条第2項において、より簡便な手法として指名推薦も認めているところであり、構成員を早急に選出する必要がある場合であっても十分対応可能であると考えられる。			
103	B 地方に対する規制緩和	その他	小規模施設特定有線一般放送に係る届出の添付資料の簡素化	放送法施行規則第143条に定める都道府県知事への小規模施設特定有線一般放送の届出に必要な道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写しと再放送の同意に関する事項の記載を不要とする。	辺地共聴施設等の小規模な共聴施設(51端子～500端子)により行われている地上テレビジョン放送等の再放送を「小規模施設特定有線一般放送」と定義し、その業務に関する事務及び権限については、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事へ移譲されているところ。 その事務において、開始及び変更の届出に係るものは、放送法施行規則第143条で定める。道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し、電柱共架に係る資料、再放送の同意書等専門的な内容が含まれる資料が必要であり、届出を行う小規模自治体や市町村内の集落から不慣れた資料作成や手続きへの負担があるとの意見が寄せられている。 この点、道路法等の規定に係る部分は関係法令で規制がかけられており、また、再放送に係る部分についても、本手続きはあくまで届け出であることを踏まえれば、届け出の段階で一律に関係書類を網羅的に提出させる必要性は乏しく、届出者に係る必要最小限の情報を把握した上で、必要に応じて放送法第175条に基づく資料提出を求めて対応することにより、受信者利益の保護という目的を達成することは可能と考える。	小規模施設特定有線一般放送に係る範囲の届出に必要な資料を簡素化することで、届出者の事務負担の軽減に資する。	放送法施行規則第143条から第145条まで	総務省		鳥取県、関西広域連合、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	—	多治見市	○法の範囲内において、事務手続きの簡素化が図られることが受信者の権利利益の保護に資するものと考える。 放送法第11条は、放送事業者の放送番組が他の放送事業者により再送信される際、放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることがないよう担保し、もって放送秩序の維持を図ることを目的として整備されたものである。 また、同法第145条第1項は、本来、道路の無許可占有等法令に基づく処分を受けずに設備を設置したり、所有者等の承諾を得ないで行う電柱への無断共架は、それぞれ関係法令や所有権に基づく民事上の排除請求によって是正されるべきものであるが、法規範を無視した無秩序な業務態様が多く見られたため、有線一般放送の健全な発達を目的に整備されてきたものである。 このような法整備の目的は、小規模施設特定有線一般放送においても変わるものではなく、法が求める要件を具備していることを証する書類をあらかじめ確認しなければ、業務開始後に法違反の事実が確認された場合、同法第174条に定める業務停止命令が行われ、現に放送を受信している受信者の利益を害するおそれがある。そのため、施行規則第143条で定める書類を届出時に提出してもらうことは必要である。		

・総務省一次回答は、本県提案に沿うものである。 ・については、現行の行政課決定（昭和58年1月13日）の変更についての速やかな周知をお願いする。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。		
住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。 本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多いため、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。 なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考える。	—	—	—	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。		
地方議会の代表者の選出方法を地方議会の数量に委ね、その結果、選出された議会の代表者が適正性を欠くことになるとする論拠が明確ではありませんが、会議規則によりこれまで行われてきた地方議会の決定の正当性をも否定しかねない意見であると考える。 当県としては、議員からの選出方法について、法により全国一律に選出方法を規定しなければならぬ必然性はなく、法によらず、地方議会が地域の実情に合った方法を自ら選択し、選出することができるようにすることこそが、地方分権の趣旨に沿ったものと考える。 なお、地方自治法第118条第2項による簡便な対応についても意見があったところであるが、当県は、上述の趣旨から、議員の選出方法について地方議会が自ら決定できるようにすることを提案しており、選出方法の簡便化を求めているものではない。当県が想定している具体的な規定は、例えば、地方自治法第110条第13項と同様に、会議規則に委任し、地方議会が定める方法により、代表者を選出できるようにすべきであるということである。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	—	
総務省御回答の放送秩序の維持や受信者の利益保護等の放送法の主旨は理解できる。 当県の所管する事業者は、地方公共団体やNHKとの共同受信組合等の公的な機関の関与する事業者が多く、これらの事業者は、受信者保護や放送秩序の維持を行う立場にあり、その他の任意団体や営利団体等と同じ規制は過剰な規制であると思われる。 従って、事業者のうち地方公共団体やNHK等公的な機関の関与する事業者にあっては、届出書に同意・許可・承諾等を受けている旨の記載をさせるなど、簡素化を図ることが可能と考えられる。簡素化できない場合は、その理由を御教示いただきたい。 なお、当県事業者において、小規模な事業者が多いことから届出事務の簡素化は届出事務の負担軽減に資する。	—	—	—	—		

109	B 地方に対する規制緩和	その他	一部事務組合を構成する団体の単なる名称変更による関係地方公共団体議会の議決の廃止	一部事務組合では、構成団体の事情により単に当該構成団体の名称変更がなされた場合も他の構成団体の議会の議決を必要とする。一部事務組合の規約の変更には、構成団体全ての議会において議会の議決が必要となるため、静岡県市町村総合事務組合では構成団体の名称変更等が発生した場合、他の構成団体も議会の議決を得る必要がある。しかし、当組合のような一部事務組合では、年2回しか定例会がなく、当組合が加入する一部事務組合の他の構成団体の単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催は非常に負担である。また当組合では議会へ諮る時期と合わず、専決処分により処理することが多い。専決処分については、地方自治法第179条で運用に制限が設けられているため、その点でも対応に苦慮している。 ① 構成市町村等の数 56団体 ② 変更回数と理由(※当組合の設立日である平成27年4月1日以降) 変更回数 4回 平成27年7月15日 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合(当組合)の加入 平成28年1月15日 構成団体の名称変更(田方地区消防組合⇒駿東伊豆消防組合) 平成29年1月26日 富士山南東消防組合の加入 平成29年3月28日 構成団体の名称変更(裾野長泉清掃施設組合⇒裾野市長泉町衛生施設組合)	構成団体の名称変更について議会の議決を要し、構成団体へ通知することにより事務の効率化が図られる。	地方自治法第286条第1項、第290条	総務省	伊豆市	—	ひたちなか市、川崎市、宮崎市、	○当組合は、県内17市町で構成される一部事務組合である。 現在、当組合の構成団体である町が市への移行を目指しているところであり、これに伴い、当組合の規約中、「町」を「市」と変更する必要がある。 本変更は市制施行に伴う単純、経微な変更であるが、全構成市町の議会の議決が必要であり、事務負担が過大であることから、伊豆市の事例と同様、制度改正の必要性を認めるものである。 また、同構成団体により、地方自治法第252条の6に基づく協議会(都市圏広域行政推進協議会)が設置されている。 協議会の規約変更の際にも、全市町の議会の議決が必要であることから、協議会の規約変更の取扱いについても検討する必要がある(地方自治法第252条の6において例による同法第252条の2の2第3項)。 ○本市は4つの一部事務組合の構成団体になっており、県内の市町村合併が相次いだ時期は合併に伴い構成団体の名称変更が頻繁に行われ、変更を要する一部事務組合から、構成団体として議会の議決を依頼された。 議決を求められた事項には地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市議会が指定した市長の専決処分事項が含まれていたため、専決処分事項と議決事項を分離して議案とすることについて、一部事務組合と協議を重ねた。 このような構成団体との個別の協議は、普通地方公共団体と比べ職員数が少ないと目される一部事務組合にとっては多大な労務を要するものと推察できる。 このため、法の趣旨に沿った範囲で、事務の軽減を考慮した制度改正が望まれる。 ○単なる名称変更に伴う一部事務組合の規約変更議案のみの臨時議会開催については、非常に負担。 ○県内自治体では、H30.10.1からの市制施行に向けて準備が進められている。これに伴い、同町が加入する9つの一部事務組合等において、規約の変更が必要となり、のべ235市町村(同町含む)において、議会の議決が必要となる。	一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼすことから、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でないと考える。 なお、地方公共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において軽易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えないものであり、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものである。 ご提案の事項については、このことを踏まえ、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。	
128	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加については、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続きにより申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が済まないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることのないずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を経て広域連合が実施するとされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪府、堺市、	—	奈良県	—	広域連合の処理する事務に係る規約の変更に当たっては、総務大臣の許可を要し、当該許可に先だって総務大臣は国の関係行政機関の長に協議することとしている。こうした事前の手續は、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いこと、また当該広域連合が国からの権限移譲の要請を行い得るものであることなどを踏まえた国の最小限度の関与である。 ご指摘の地方分権改革提案募集や地方自治法第291条の2第4項に基づく広域連合の長の要請等に際して、広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できない。また、届出によって規約変更の効力を発生させた後に支障が生じた場合に事後的に取り消せることとすることは、国の施策実施等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。 なお、関係省庁との事実上の協議がなされているものについては、当該省庁においても速やかに判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、できる限り速やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。
286	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約の変更における大臣許可の撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加については、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続きにより申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が済まないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められることのないずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらない。加えて、同法により定められた手続きにより申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を経て広域連合が実施するとされた事務の追加については、許可制から届出制とすることにより、広域連合が新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の2、第291条の3	総務省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪府、関西広域連合	—	—	—	広域連合の処理する事務に係る規約の変更に当たっては、総務大臣の許可を要し、当該許可に先だって総務大臣は国の関係行政機関の長に協議することとしている。こうした事前の手續は、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いこと、また当該広域連合が国からの権限移譲の要請を行い得るものであることなどを踏まえた国の最小限度の関与である。 ご指摘の地方分権改革提案募集や地方自治法第291条の2第4項に基づく広域連合の長の要請等に際して、広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できない。また、届出によって規約変更の効力を発生させた後に支障が生じた場合に事後的に取り消せることとすることは、国の施策実施等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。 なお、関係省庁との事実上の協議がなされているものについては、当該省庁においても速やかに判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、できる限り速やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。
143	B 地方に対する規制緩和	その他	審査請求の対象外となる却下処分手続きの簡略化	電話応対、面談での説明内容や通知した内容の疑義事項行政庁の処分でない明らかに審査請求の対象外であるものについては請求に対する却下処分手続きの簡略化(裁決書の記載事項の省略など)を求めるもの。	行政不服審査法では、不適切な審査請求が行われた場合であっても、審査請求の意思があると認められれば、審査請求として取り扱うとされていることから、当町では審査請求人の意思を適宜確認し、受け付けている。 しかし、名称が「行政不服」とあることから、行政処分に対する申し立てだけでなく、単なる職員等への苦情が大半という状況である。 具体的には、職員の発言や応対への苦情、法解釈の見解の相違、通知内容の疑義などが多岐にわたり記載されており、審査請求人の主張が明らかに不適法なものであるにもかかわらず適否を一つ一つ整理して裁決書を作成することとなるため、町内の関係部署においては非常に多くの労力を割いている。 また、こうした請求が長期間続いていることにより対応する関係部署の職員も疲弊しており、町の本来業務にも支障が生じている。	内容が単なる苦情であることが明らかであり、不服審査請求として不適当な審査請求に対する手續を簡素化することで、行政事務の効率化をかはり、住民サービスの向上のためのリソースが確保できるようにする。	行政不服審査法	総務省	川崎町	—	ひたちなか市、松原市、宇美町	○窓口対応における職員個人に対する不満等明らかに行政庁の処分でないものについて不服申し立てがされ、行政不服審査法上の手續(補正命令等)を経て却下する事例が発生している。明らかに行政不服審査法上の処分がない場合でも、簡易に却下ができず、事務処理上の非効率が生じている。 ○行政処分に対する申立ての形をとっているものの、審査請求人の主張が明らかに不適切な審査請求が多数行われている。具体的には、審査請求人に不利でない決定に対して審査請求が行われ、審査請求の理由として、決定内容とは直接関係のない、職員の発言や応対への苦情等が多岐にわたり記載されているなどである。こうした請求が長期間続いていることにより、本来業務に支障が生じている。 ○本市では同様の申出があった場合には、制度の趣旨を丁寧に説明し理解を求めざるを得ないが、困難を要することが十分予想されるため、上記のような制度改正が必要であると考ええる。	審査請求の裁決は、審査請求についての審査庁の最終的な判断を審査請求人に対して示す重要な手續である。このため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第50条は、審査請求人の手續保障及び手續の公正性・透明性を確保する観点から、裁決の方式として、裁決は書面によることとするとともに、同書面には主文(審査請求の結論)に加えて、事案の概要、審理関係人の主張の要旨及び理由を記載しなければならぬとしている。したがって、不適切な審査請求を却下する場合があるからといって、こうした裁決の方式自体を簡略化することは、上記観点から適当ではない。

一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、構成団体の権能に影響を及ぼすことは理解できますが、今回の提案は、構成団体の単なる名称の変更に伴う規約の変更であって、このことで構成団体を拘束し構成団体の権能に影響を及ぼすことはないと考えます。そのため、当該事業のような規約変更は、構成団体の議会の議決を不要とする改正を希望します。	—	—	—	【全国市長会】 慎重に検討されたい。	—	
地方分権改革に関する提案募集においては、内閣府を通じて案件に応じ調整を要する関係行政機関が特定されており、それに基づいた調整が行われる。その結果を踏まえた対応方針は閣議決定されることを踏まえれば、関係を有する他行政機関の存在を危惧する指摘は当てはまらない。また、地方自治法第291条第2項4による要請権についても、当該事務を所管する国の行政機関の長との協議に当たり、関係府省との協議なく事務の移譲が決定することは想定できない。上記を踏まえると、届出制であったとしても、他の行政機関からの申出等により国の施策実施等に大きな混乱を生じさせることはないと考える。	—	【奈良県】 広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できないとことであるが、事前協議とは許可すべきか否かを正規の申請を前に判断するために行われるものであり、名称こそ違えども、実質上は許可と変わらない手続きを踏んでおり、主たる行政機関をはじめ、関係機関とも協議が行われるものではないのか。特に、地方分権改革提案募集の場合、内閣府が主体となり、関係行政機関との調整を行っていただいており、最終的に閣議において方針が決定されるものである。このような案件について、後に、他の行政機関が関係を有することが判明し、事後的に取り消すこととなることは想定しづらく、届出制としても問題はないと考える。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	—	
地方分権改革に関する提案募集においては、内閣府を通じて案件に応じ調整を要する関係行政機関が特定されており、それに基づいた調整が行われる。その結果を踏まえた対応方針は閣議決定されることを踏まえれば、関係を有する他行政機関の存在を危惧する指摘は当てはまらない。また、地方自治法第291条の2第4項による要請権についても、当該事務を所管する国の行政機関の長との協議に当たり、関係府省との協議なく事務の移譲が決定することは想定できない。上記を踏まえると、届出制であったとしても、他の行政機関からの申出等により国の施策実施等に大きな混乱を生じさせることはないと考える。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	—	
—	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	—	

158	B 地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人による文化施設等の設置・管理が可能となるよう、地方独立行政法人法施行令に規定する公共的な施設の範囲に文化施設等を追加すること。	本県では市町村合併があまり進まなかった結果、小規模な自治体が多く財政基盤が弱いため、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が大きな課題となっているが、山間や過疎地域においては、そもそも委託先となる民間事業者が存在しない現状がある。 また、指定管理者制度については、指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難といった問題が指摘されており、PFI等の運営手法については、一定の収益力のある事業であることが望まれるが、特に山間地域における文化施設(文化施設・文化ホールといった劇場型施設や公民館等)については収益性が見込まれない。 一方、地方独立行政法人では、設立団体である自治体が適切に経営に関与することにより、透明性や公益性を確保しながら、山間など民間委託等が困難である地域においても事業の実施が可能となり、効率的・効果的な運営を期待することができる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く開くことが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考える。	各地方公共団体の文化施設等を共同して管理・運営することにより効率化が図られる。	地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省	奈良県	—	—	—	提案の文化施設の設置・管理における地方独立行政法人の活用については、今後、具体的に生じている支障について精査を行いつつ、検討する。
159	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	幼稚園等に課されている設置者管理主義の緩和	幼稚園等に課されている設置者の制限を廃止し、地方公共団体が設置する公立幼稚園について、既存の私立幼稚園等へ管理業務の委託を可能とするとともに、地方独立行政法人へ管理業務の委託が可能となるよう地方独立行政法人の業務範囲を拡大する等の緩和を行う。	人口減少・少子高齢化が進む中、行政需要は確実に増加することが見込まれ、行政サービスの効率的な提供を行っていくことが課題となっている。 本県では他県に比べて公立幼稚園の割合が高く、地域住民の公立幼稚園での教育ニーズに応えていくためには、今後とも一定程度の公立幼稚園の維持が必要であると見込まれている。しかし、財政基盤が脆弱で小規模自治体が多く、個々の施設の運営・管理が財政的な負担となっており、民間のノウハウ等を活用した施設の効率的な運営が必要となっている。 私立幼稚園の設置数が比較的多い都市部においては、委託先となる民間事業者は一定数存在するものと見込まれ、私立幼稚園への委託が可能となれば、都市部の市町村の財政運営の負担軽減に資する。 一方、山間や過疎地域が多い本県においては、委託先となる民間事業者が限定されるため、事業者の選定が困難となる地域も存在する。この点、地方独立行政法人であれば、公益性を確保しながら広域的に活動することができ、山間など民間委託等が困難である地域においても事業を実施することが可能となる。また、財政基盤が弱い小規模自治体から切り離した上で、経営の視点を入れた独立採算により、長期的に安定した業務が期待できることから、経営の自由度が増し効率的な運営が可能となる。 このように、民間委託や地方独立行政法人等といった施設運営の選択肢を幅広く開くことが、都市部や山間地域など地域を問わず、合理的で効果的な管理運営を推進する上で重要であると考える。	公立幼稚園のサービスの効率化を図ることができるとともに、住民サービスの向上につながる。	学校教育法第2条、第5条 地方独立行政法人法第21条 地方独立行政法人法施行令第4条	総務省、文部科学省	奈良県	—	ひたちなか市	〇公立幼稚園の民間や独立行政法人への委託は予定しておらず、現状支障になることはないが、今後さらに少子化が進行し、私立幼稚園が閉園していく状況にまでなった場合には、民間委託等による公立幼稚園のサービス拡充も選択のひとつとなり得る。	学校教育法第5条が「学校の設置者は、その設置する学校を管理」することとしていることに關しては、同法を所管する文部科学省において、検討するべきものである。
192	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求の不適法却下要件の見直し	請求者が総代を選任しないときは、監査委員の判断により、住民監査請求を不適法なものとして却下することができることとする。	地方財務行政の適正な運営の確保を目的とする住民監査請求制度は、住民1人でも住民監査請求をすることができ地方自治法上、多数人が共同で請求する総代の互選に係る規定がない。 このため、共同請求人に対し総代の互選を命じれば、その命令に従わず、総代を互選しなかったとしても、請求が不適法なものとは考えがたく、監査請求を却下することはできないと解される。 住民監査請求が政策論争の手段として用いられることがあり、共同請求人が1,300人を超える事案が生じた(過去には3,900人を超えることもあった。)この事案において、総代が置かれないまま請求がなされ、陳述の機会の付与に係る通知等を1,300人以上に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用が生じた。	行政不服審査法に基づく審査請求制度では、共同請求人が総代を互選しない場合、審理員は、総代の互選を命じることができ、その命令を受けた共同請求人が総代を互選しないときは、審査請求を不適法なものとして却下することができる。と解されている。 住民監査請求においても、同様の命令を監査委員が発することができることとし、総代を互選しないときは、当該住民監査請求を却下することができるよう求める。 なお、住民監査請求は、住民の権利利益を救済するための制度ではなく、行政不服審査制度と同様の総代の制度を設けたとしても、住民の権利利益の侵害には当たらないと解される。 総代を互選しない場合に却下されることとなると、あらかじめ総代を互選したうえで請求が行われることとなり、通知事務の負担の軽減など、円滑な事務処理に資する。 また、総代が互選されれば、総代のみが補正に対応すれば足り、請求人の負担の軽減にも資することとなる。	地方自治法第242条	総務省	京都市、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	通知方法に載量の余地はないか検討したが、判例(平成9年9月3日名古屋高裁金沢支部判決)に記載の請求人の権利義務関係を考慮し断念している。	郡山市、ひたちなか市、多治見市、浜松市、山陽小野田市、沖縄県、	〇過去に2,000人以上の住民から監査を求められた事例がある。 〇当自治体においても、平成20年度において、約500人の連名により住民監査請求がされた事例がある。その際、代表者が決められていなかったことから、住民かどうかの確認や、これらの請求人への通知等に相当な時間と労力を費やした模様である。書留・配達証明の費用も多額となる。 〇平成28年度において、共同請求人が394名である事案が生じた。この事案において、代表者(総代)が置かれないうまま請求がなされ、受理通知等を請求者全員に発送する必要が生じ、莫大な手間と費用を要した。 また、請求人に対し、代表者(総代)を置くように伝えたが、「我々は皆が平等に請求をしているので、代表者は置かない」との回答であった。 よって、総代の互選について、監査委員が命令を発することができることとすることで、通知事務の負担軽減など、円滑な事務処理に資することになると考える。	行政不服審査法第11条に規定する総代制度は、一つの処分に対して多数人が審査請求する場合等において、審理手続の簡易迅速化を図ることを目的に設けられているものである。被処分者は、自己の権利利益が行政府の処分により侵害された場合において、その回復を求めて、共同審査請求人として氏名を連ねることによって、総代を通じて各自の主張を行うことができ、また、審査請求による効果も自身に及ぶことになる。このため、被処分者側にとっても利点があることから、行政側として、共同審査請求の際に総代の選出を命じることができるともされている。 一方、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務会計行為に関する違法又は不当な処理を予防、是正し、それに起因する損害の回復等を図るために、監査委員の監査の権限の発動を求め、住民全体の利益を確保するものである。住民監査請求制度は、住民であるという要件を満たせば一人でも請求することができるものであり、監査委員は、請求人が地方公共団体の行財政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮し、仮に請求に瑕疵があったとしても直ちに却下することなく、補正できる瑕疵である場合には補正を求め、広く住民の請求を受け付けることとするなど、住民にとって利用しやすい制度であるべきである。 したがって、複数人が共同して請求する場合は監査委員が総代の選任を命じることができ、これに従わないときには、監査委員の判断により、当該請求を不適法却下とすることができることは、認められない。
193	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求に係る請求書の様式の見直し	請求書の様式については、地方自治法施行規則別記様式を参照して監査委員が定めることができるようにすること。	【現状】 住民監査請求の請求書の様式上、請求書の名称が職員措置請求書と定められているほか、「請求の要旨」及び請求者の職業が記載事項とされている。 また、「請求の要旨」については、1,000字以内との制限がなされたことに伴い、要旨ではなく、請求の趣旨が詳細に書かれていることが多い。 【具体的な支障事例】 住民監査請求をしようとする者から、なぜ、住民監査請求書という名称でないのか、と問かれるとともに、職業記載の必要性について問われるが、「様式として定められているので」としか答えられない。	各地方公共団体の監査委員の創意工夫により記載事項の簡素化及び明確化が図られれば、住民監査請求をしようとする住民の心理的負担を軽減することができる。 なお、様式を監査委員が定めることとされた場合、京都市においては、請求書の名称を「京都市住民監査請求書」としたうえで、職業の記載を廃止するとともに、請求の要旨に記載すべき事項を明確化したいと考えている。	地方自治法施行令第172条並びに地方自治法施行規則第13条及び別記様式	総務省	京都市、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市	—	郡山市、ひたちなか市、新宿区、浜松市、山陽小野田市、熊本市、沖縄県	〇業務に支障が出ているとまでは言えないが、住民監査請求の要件や請求書の記載事項を十分に理解し、申請まで行うことが区民にとってはハードルが高い部分もある中で、表題が「職員措置請求書」と定められていることが一層混乱を招いている面がある。表題や様式を平易で分かりやすいものに改正していきたいと考える。 〇住民監査請求を行う場合の請求書における「請求の要旨」に係る字数制限(1,000字以内)は、その制限について合理的な理由が考えられず、むしろ、請求時段階において、住民が書面で十分な主張を行うことができるようにするために、平成14年の地方自治法施行令の一部改正により廃止されたものである。 また、住民監査請求の請求書が地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法第242条が、監査を通じて、地方公共団体の職員等が行った行為に關して必要な措置を講ずべきことを請求するものであり、それを明らかにするためである。職業の記載については、職業が、個人を識別するための情報として有効なものであることから記載事項としているものであるが、個人識別情報のあり方については検討することとする。	住民監査請求は、住民訴訟の前置手続であることから、各地方公共団体内部のみで完結するものではないため、その請求書の様式についても全国的な統一性が求められるものである。したがって、地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)に定められている職員措置請求書に記載すべき事項を、各地方公共団体の監査委員の裁量により変更を可能とすることはできない。 なお、住民監査請求を行う場合の請求書における「請求の要旨」に係る字数制限(1,000字以内)は、その制限について合理的な理由が考えられず、むしろ、請求時段階において、住民が書面で十分な主張を行うことができるようにするために、平成14年の地方自治法施行令の一部改正により廃止されたものである。 また、住民監査請求の請求書が地方自治法施行規則別記様式(第13条関係)において「職員措置請求書」とされているのは、地方自治法第242条が、監査を通じて、地方公共団体の職員等が行った行為に關して必要な措置を講ずべきことを請求するものであり、それを明らかにするためである。職業の記載については、職業が、個人を識別するための情報として有効なものであることから記載事項としているものであるが、個人識別情報のあり方については検討することとする。
194	B 地方に対する規制緩和	その他	住民監査請求の監査期間の規定の見直し	① 住民監査請求に係る監査及び勧告は、60日を標準として監査委員が定める期間内に行うこと ② 監査委員が、事案に応じ、60日の期間を延長することができることとする。 なお、監査委員が監査及び勧告をしない場合の住民訴訟の提起については、①の期間又は②の延長後の期間の経過後に行うことができることとする。	【現状】 住民監査請求に係る監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行うこととされている。 【具体的な支障事例】 監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合には、60日間で監査の結果を出すことが困難である。 例えば、5会派、58議員に政務活動費の不当利得があるとの住民監査請求においては、各会派及び各議員に不当利得があるかどうかを、各会派及び各議員の弁明を踏まえて個別に認定する必要があるため、監査の結果を出すまで122日間を要したところである。 監査期間が一律に定められているため十分な内容の精査ができず、結果として複雑な監査となる場合も考えられる。必要十分な証拠を入手し、監査結果を出すことが制度趣旨(直接、裁判所に住民訴訟を提起するのではなく、まず、監査委員が判断することとされている。)にかなうと解されるところ、やむを得ず60日を経過した場合、監査委員が違法な事務処理をしているということになるのは、制度設計に問題があるといわざるを得ない。	監査対象となる財務会計行為又はその怠る事実が多岐にわたる場合においては、期間を延長することにより、適法に、詳細かつ質の高い監査を行うことができる。 また、これにより、住民が監査の結果に納得し、住民訴訟を提起する必要がなくなったときは、住民側、行政側双方の負担が軽減されることとなる。	地方自治法第242条第5項及び第242条の2第2項第3号	総務省	京都市、滋賀県、和歌山県、徳島県、大阪府	—	郡山市、ひたちなか市、福井市、浜松市、門真市、山陽小野田市、高松市、熊本市	〇本市においても、調査期間中に年末年始をはさんだことや、複数の請求が重なる等、調査期間が充分であったとは言えない事例があった。また、実質審査の過程において要件の欠如が認められた場合、60日間では補正措置までの十分な期間を請求人に与えることも困難である。よって、監査委員の判断に基づいて監査の期間延長を行うことができることに賛同する。 〇本市においても、政務活動費に係る監査請求において60日を超えて監査結果を出した事例がある。法的安定性の見地から請求の期限を1年以内と規定していることと整合を考えた場合、監査委員の裁量で際限なく延長できる制度とすべきではないので、期限を定めて延長することができるよう規定しておく必要があるのではないかと。また、延長することを請求人が認めなければならない制度設計とすることが否かも検討を要する。さらに、60日の期間を延長した場合に、請求人に通知することも規定しておく必要があるのではないかと。 〇本市では、請求書の内容に補正を求めた場合であっても、監査委員の監査及び勧告を必ず60日以内に行うようになっている。 住民監査請求については、市民からの請求により随時に行う監査であり、定期監査のように計画的に行うことはできず、また、請求内容も事前には不明であり、あらかじめ準備しておくこともできない。 このため、平成28年度においては、複数の住民監査請求を同時進行で監査したり、短期間で大量の資料を確保したりしたこともあった。 但し、延長する場合にも、次の3条件を付することが必要であると考える。 (1) 期間延長に当たっては、真にやむを得ない理由がある場合に限り。 (2) 延長できる期間については、無制限でなく、一定の限度(例えば延長60日まで)を設ける。 (3) 請求者に対して、延長理由等を付して通知する。	住民監査請求が、地方公共団体の財務会計行為に關する違法又は不当な処理を予防、是正し、それに起因する損害の回復等を図ることを目的とし、また、住民監査請求をして、その結果を得たなければ住民訴訟を提起することができない監査請求前置主義がとられていることから、住民監査請求があった場合には監査委員は迅速な監査又は勧告を行うことが求められるものであり、監査期間には監査委員の裁量によるものではなく、明確な期間を法律で設けることが必要である。個別の事案に応じ、監査委員の裁量によって監査期間の延長を可能とすることは、住民が出訴することができる時期が先延ばしにされることにもなり、住民が訴訟を提起する権利を制約することとなる。 なお、地方自治法の規定による審査の申立てに対する裁決までの期間を90日以内と規定した地方自治法第57条第1項の規定は、訓示の規定であるとされており(行政審、昭和39年10月20日宣言)、同様の規定である住民監査請求があった場合の監査の期間についても、法定期間である60日を経過したからといって、必ずしも違法であるとはいえないことから、監査委員は60日以内に監査が終了しない場合であっても、監査を継続し、住民の利益に資するようできる限りの対応を行うべきである。 このため、監査期間を60日を標準として監査委員が定める期間内とすることや事案に応じて60日の期間を延長することを可能とすることはできない。

				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		
公立幼稚園の管理運営の包括的な委託等について、学校教育法上の整理が行われ委託可能となった後は、地方独立行政法人の業務範囲の拡大についてもご検討をいただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体の具体的な支障等(学校法人の設置が困難、公立幼稚園の形態を希望)を踏まえ、義務教育とは異なる幼稚園の設置者管理主義を緩和する際に生じる課題について具体的にお示しいただきたい。 ○国家戦略特区における高等学校等における制度改正の議論を踏まえると、一定の担保措置をとることにより、設置者の責任の下、設置者とは別の者に管理を委託することが可能ではないか。 ○幼稚園は、学校教育法上、公立幼稚園と私立幼稚園とで、行うべき教育内容や人員体制を区分している訳ではなく、沿革からみても、幼稚園は、建学の精神に基づき、多様な設置主体により設置されてきたものである。 このような状況を踏まえると、提案への対応により公立幼稚園での実施が阻害される特別な教育内容や公権力の行使等があるとはいえないのではないかと。 ○平成16年の「今後の学校の管理運営の在り方について」の中央教育審議会答申から長期間が経過しており、提案団体の具体的な支障を踏まえ、2次ヒアリングまでに方向性を出していただきたいと考えるが、今後の検討スケジュール及び体制についてお示しいただきたい。	
本提案の趣旨は、多数人による共同請求の場合、あらかじめ総代を選任したうえで請求がなされるよう誘導する点にある。 多数人による共同請求の場合、その大半は法令に精通していない一般住民であり、請求書に瑕疵がある場合に補正を求めたとしても、当該補正に応じることはできない可能性が高いと考えられ、補正をしない場合、補正をしない者については却下することとなることからすると、あらかじめ、総代を選任して請求を行うこととするとは、住民にとって利用しやすい制度となるものである。この点、名古屋高裁金沢支部平成9年9月3日判決は、「住民監査請求は請求人の個人的な利益のためでなく、住民全体の利益のためになされるものであり、また、それが複数の請求人によってなされる場合には請求人の利害が一致するのが通常であるから、請求人が多数にのぼるときは代表者または代理人の制度が利用されることが、迅速、適正な事案の処理のために請求人及び監査委員の双方にとって望ましいといえることができる。」と判示しているところである。 また、多数人による共同請求は、その中心となるメンバーが、請求書を町内、職場で回覧するなどして、署名を募ることが一般的であるところ、この際に、総代への委任状に署名を募れば、容易にあらかじめ総代を選任することができ、住民監査請求を行うことの妨げとなるものではない。 なお、請求書提出後、総代の互選命令を受け、総代の互選を行うことは困難とも考えられることから、総代互選命令の規定に代えて、複数の者が共同して住民監査請求を行おうとするときは、総代を選任したうえで請求を行わなければならない旨によっても本提案の趣旨を実現できるものである。規定案は、補足資料参照	有	—	【全国市長会】 実態を踏まえ、適切な対応を求める。			
行政不服審査法に基づく審査請求は、行政事件訴訟の前置手続となっているものもあるが、審査請求書については、記載事項が法定されているだけで、様式までは定められていないことからすると、請求書に記載すべき事項はともかく、その様式まで全国的に統一する必要があるとは考えがたい。 また、請求人が地方公共団体の行政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、現行の地方自治法施行規則の様式のみを見て、適法な請求といえるに足るだけの内容を請求書に記載することができるとは考えがたく、請求書に何を書くべきか住民に分かりやすく示すべきであるとともに、地方自治法第242条第1項の規定に基づく請求は一般に住民監査請求と呼ばれていることからして、住民監査請求書とした方が住民に分かりやすいことは明らかである。 そうすると、住民監査請求は、請求人の氏名及び住所、請求の要旨並びに請求の年月日を記載した文書により行うこととし、その文書の様式は監査委員が定めるとすることは可能であると解される(京都市における様式案は、補足資料のとおり)。また、仮に様式の統一が必要であるとしても、住民目録を踏まえて、分かりやすい様式に改められたい。 なお、職業については、職業の記載を欠いた請求書であっても、それだけで不適法とすることはできないと解されていること(雄井光明著「要説住民訴訟と自治体財務[改訂版]」(学陽書房、2002年)46ページ)、具体的な就業先が記載されているものではなく個人識別情報として十分なものとはいえないことから、請求書の記載事項から早急に削除すべきである。	有	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。			
60日を過ぎても監査を実施すると請求人に告げ、請求人がこれに応じて請求をした日から60日を経過した日から30日以内に住民訴訟を提起しなかった場合において、監査委員の合議が整わず、又は実際には何らの監査も行われず、監査の結果が通知されないという事態が生じると、住民は訴訟を行う権利を奪われることとなることから、60日以内に監査の結果を出さないことは違法でなく、60日を経過しても事実上監査を継続することができるという解釈を採ることは妥当でないと考えられる。仮に、この解釈を採るとしても、請求人が地方公共団体の行政事務や法令に必ずしも精通していない一般住民であることを考慮すると、当該解釈を理解してもらえないとは考えがたい(経験則上「60日以内にこれを行わなければならない」との規定がある以上、当該解釈は間違っていると主張する住民は相当数のものと考えられる。) また、請求人が監査結果を待たずに出訴した場合、監査で判明した事実や監査の結果を踏まえることができないため、請求人においては主張の変更又は訴えの取下げを余儀なくされる可能性があるなど、早期に住民訴訟を提起した場合におけるデメリットも想定されたとともに、出訴時期が遅れることにより請求人固有の権利利益が侵害されるものではないことからすると、出訴時期が遅れることが、請求人の住民訴訟を提起する権利の制約といえるほどのものか疑問である。 なお、期間の単純な延長が困難であれば、必要な監査期間の確保と、早期の訴訟提起の要望とのバランスを図るため、補足資料記載の制度設計とすることも考えられる。	有	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			

204	B 地方に対する規制緩和	その他	区地域協議会構成員要件の規制緩和	地方自治法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により定められている地域協議会の構成員要件について、各市町村の条例により構成員を規定できるよう規制の緩和を求めるもの。	【制度改正の経緯】 区地域協議会の構成員については、地方自治法(以下「法」という。)第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項により、「区の区域内に住所を有する者」とされている。 「住所」とは、自然人については生活の本拠をその者の住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもって住所とするものと解される。 この取り扱いによると、自然人については区内への通勤・通学者、法人については、区内の支店等について構成員となることができない。 本市としては、区域内に住所を有する住民のほか、必要に応じて、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見も区政に反映させたいと考えている。 【支障事例】 具体的には、区内大学に勤務する教授や通学する学生、区内の公共性や公益性が高い団体支部等について、場合によっては構成員として位置付けることができない事例が生じている状況である。 指定都市が設置する区地域協議会と同じく、市町村が設置する地域協議会も同様の支障事例が生じ得ると考えられるため、準用元である法第202条の5第2項の規定を見直すことで、地域協議会及び区地域協議会へ効果が生じるものと考ええる。	規制が緩和されることにより、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の参画が可能となり、多様な意見を区政に反映させることが可能となる。	法第252条の20第8項の規定により準用する法第202条の5第2項	総務省	新潟市	—	川崎市	—	区地域協議会は、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進を目的とし、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加と協働活動を通じて、多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを行う組織として、指定都市の区ごとに設置することができるものであることから、区を単位とした住民自治の基盤として、区における議会の役割を果たし、区の行政を補完する機関であるもの。このことから、区地域協議会の構成員については、区の区域内に住所を有する者に限っているものであり、各指定都市の条例により、区の区域内に住所を有する者以外の者からも選任することができることとする提案は、適当ではない。 また、区域内で様々な公益的活動等を行っている者の意見を反映させるには、これらの者を区地域協議会の構成員とせずとも、区地域協議会において、必要に応じてこれらの者からヒアリングを実施したり、これらの者がオブザーバーとして審議に参加して意見を述べたりする等により可能であるものと考えられる。
226	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食費における私人への徴収委託の実現	学校給食費における私人への徴収委託を行うよう、次のいずれかの対応を行うことが必要です。 ①地方自治法施行令を改正し、第158条第1項の限定列举に債権名を追加する ②学校給食法を改正し、私人への徴収委託を可能とする規定を設ける	コンビニ納付は私人への徴収委託であるため、地方自治法第243条により制限されます。ただし、次の2通りの場合は、認められています。 ① 地方自治法施行令第158条第1項に限定列举された以下の債権の場合 使用料、手数料、賃料、物品売払代金、寄附金、買付金の元利償還金 ② 個別に法令に規定する必要がある場合(国民健康保険料等) 学校給食費は、現行法上、上記の①②のどちらにも該当しませんので、コンビニ納付ができない状況です。	【制度改正の経緯】 本市では、学校給食費の透明性の向上や教職員の負担軽減等を目的として、平成24年度に学校給食費を公金計化し、保護者が横浜市へ直接学校給食費を支払うことを明文化しました。しかし、公金計化後も依然として学校給食費の未納が課題となっています。また、現状、納入通知書の方は金融機関の窓口でしか支払ができないため、コンビニでも支払ができるようにするよう要望をいただいており、利便性の向上も課題です。 【制度改正の必要性】 納付率及び利便性の向上を実現するため、保護者が夜間や休日でも学校給食費を支払いやすいよう、コンビニでの納付ができる仕組みを整えることが必要です。学校給食費の99%については口座振替払いですが、残り1%の約2,000件及び毎月分の督促状約8,000件は納入通知書払いとなっております。保護者からは、利便性が悪いいためコンビニエンスストア等で支払えるよう改善を求めています。なお、未納額は、過年度繰越分も含めると毎年度約1億9千万円となっております。	学校給食法 地方自治法	総務省、文部科学省	横浜市	—	千代田区、豊橋市、京都府、大阪府、山陽小野田市、大村市、大分県	○給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においてもコンビニ納付など私人への徴収委託を導入することによって、利便性の向上を図ることができる。 ○現在、適切な時期を見据えて、公金計への移行を検討しているところであるが、公金計移行時には保護者から同様の意見をいただくことが想定できる。 ○地方自治法施行令第158条の趣旨(普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。)から鑑みても納付率及び利便性の向上を目的とした法の見直しを実施することは望ましいと考える。 ○本市の学校給食費については現在私金計であり、現年度分の督促・催告は学校で対応し、過年度分は教育委員会が対応している。学校側からは、現年度分を含めて徴収業務を市で対応してほしいという要望が上がっており、公金計化に向けて今後検討していきたいと考えている。納付方法については口座振替がほとんどで残りは現金徴収であるが、未納分については、学校持参、銀行振込、訪問徴収によるもので納付書は発行していない。納付書を発行することとなった場合、金融機関だけでなくコンビニでの支払いが可能になれば、利便性や収納率の向上が見込められると思われる。	学校給食法第11条第2項に規定する「学校給食費」とは、「学校給食の対価」である。 一方、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売払代金」とは、地方自治法第239条第1項に規定する物品、具体的には材料品・生産品、事務用品・事業用品、不用品・再用品、借入品、寄託品を売り払った場合の対価をいうものである。 したがって、公金計化している地方公共団体における学校給食費については、生産品を売り払った場合の対価として、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する物品売払代金に該当するため、現行制度においても、同項の規定により、私人への徴収又は収納の事務の委託が可能であり、今後、通知等により周知を図ることとする。
265	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。 【支障事例】 府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してなおその所在の特定が困難となっている事例がある。 その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることと理由に提供困難との見解であった。 また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合が含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲に定められていない。	【現状】 所有者等を確知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。 【支障事例】 府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してなおその所在の特定が困難となっている事例がある。 その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることと理由に提供困難との見解であった。 また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合が含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲に定められていない。	従来確知できなかった空家等の所有者等の所在が確知されることにより、直接改善等の働きかけが可能となり、住環境の改善等が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(5)空家等の所有者等に関する情報を把握する手段 個人情報の保護に関する法律第23条 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪市、堺市、大塚市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	—	いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、中野市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	○ 近隣住民より空き地の不法投棄についての陳情を受け、所有者に適正管理を依頼するため、登記簿原本、住民票、戸籍原本を取得したが、所有者の住所は当該空き地のものしか把握できなかった。やむを得ず当該空き地にて文書を送付したところ、返送されなかった。転送されたものと想定されたが、転送先の住所が区では把握できなかった以上その対応は出来なかった。上記の事例では、所有者あて文書の転送先が把握できなかったことで区での対応がストップしてしまったが、郵便事業者から郵便転送情報の取得が可能になれば、空家等の状況を所有者等に通知することが可能となり、住環境改善等が図られる可能性が広がることとなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特措法の対象外だが、今後も同様の事例が発生することが想定されるため、本制度改正による郵便事業者の郵便転送情報提供は空き地も対象として欲しい。 ○ 空家の所有者等を把握するため、固定資産税情報等について照会を行っているが、空家にも関わらず、その所在地が現住所のままとなっているケースがある。この場合、郵便局に転居届が提出されていれば、1年間の限定ではあるが、現住所から郵便物が転送されることから、空家の所有者等の所在の特定への有益な情報となる。故に、空家の所有者等に郵便物が転送先へ配達される場合において、行政側から求めがあった際には、それに応じて、その所在地を情報提供できるようにして欲しい。 ○ 当市でも同様に、住民票を置いたまま移動したために空家等の管理者等を確知できない事例が存在する。空家等の所有者等へ指導するための調査手段が拡充されることが望ましい。 ○ 当市においては、空家等の所有者等に適正管理を促すため、固定資産税の課税情報などから所有者を特定し、所有者へ文書で改善を依頼しているが、所有者の所在地が該当空家のままになっている場合がある。このような場合は、文書が未送達となるが、他の住所へ転送され、正確な現住所を把握することが困難となる。このため、転送先の情報を入手することにより、所有者の正確な現住所を把握し、適正管理の依頼や空家等に関する情報の提供が可能となる。 ○ 既に挙げられている支障事例と同様に、空家の所有者等の所在を、登記・住民票・戸籍・課税・国民健康保険・介護保険等の情報を調査しても書類上、空家の所在地に居住していることとなっている等、判明しない事例がある。郵便物の返戻情報がないことから、実際の居住地に転送されているものと推測され、転送先情報が所有者等の所在確認に重要な情報であるといえる。なお、当市では、約2,800件の空家のうち、500件の調査をしたところ、このような事例が概ね30件程度あり、過去郵便局に空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく調査を実施しようとしたところ、憲法第21条(通信の秘密)を理由に所られた経緯がある。 ○ 当市でも空家等の所有者等が住民票を移動させずに転出や転居している事例があり、空家等の適切な管理を促すため、文書を郵送すると郵便局において転送され相手方には届くものの、所在が特定できないため、所有者等と対面して直接改善を働きかけることができず、対応に苦慮するという同様の支障条件が生じている。また、今後は、空家等の利活用においても、所有者等の意向確認などで連絡を取ることができず同様の支障事例が生じることが懸念されることから、郵便転送先の住所情報の提供は、空家対策に有効であると考ええる。 ○ 当市においても、空家等の所有者が住民票の居住地を空家等においたまま、介護施設に入所している場合があり、入所している施設の間合せを検討し、空家等対策の推進に関する特別措置法10条の対象になる国土交通省に問い合わせた結果、「居住地は住民票に記載されている場所であり、住民票のない介護施設は適用外となる」と回答されたことから、特定の困難に陥っている事例があり、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段に苦慮している。 ○ 明らかに居住が困難である空家を住所としている者に對し、住宅の状態を知らせる通知を郵送した結果、郵便局から返送されない事例があり、郵便転送情報を基に転送されたとみられる。しかしその転送先は不明であるため、他に情報がない場合、直接改善を働きかける際に支障となる恐れがある。 ○ 当県内においても、固定資産税情報等を利用してなお所有者の特定が困難となっている事例があり、「郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること」は所有者特定を円滑に進める一助となると考える。 ○ 住民票を空家家住所に置いたまま転出・転居している場合、固定資産税情報においても住所が把握できておらず、所有者の住所特定が困難な事例がある。郵便物の転送情報は、所有者の所在特定において極めて有効な情報であることから、郵便事業者からの情報提供を求めることができるようにすべきと考ええる。 ○ 当市においても、所有者が住民票を移動せず施設等に入所しているなどの事例が多い。近隣住民や親族等への聴き取りなどにより対応しているが、緊急時等に所有者と連絡がとれないといった事態も想定され、郵便転送情報の利用は有効的な手段であると考ええる。 ○ 当市においても、支障事例と同様に所有者の所在の特定が困難である事例がある。空家対策の一環として、所有者と直接話をすることにより、空家が適切に管理されるようになった事例は多い。そのため、制度が改正され、所有者の所在が特定されることがにより、住環境の改善が図れると考ええる。 ○ 所有者等の確知には大変な労力を要すること。また、利用できる情報をもってしても有用な情報とならないことがあるため、郵便転送情報の利用は空家等の状況改善に資する意味は大きいものと考ええる。 ○ 空家等の所有者が転居等の届出をしないまま居所を移動している事例があり、電話等の連絡先も不明なことから、改善を依頼することもできない状態である。郵便の転送情報を利用できれば、所有者等へ空家等の現状説明や改善の依頼により、生活環境の保全に期待が持てる。 ○ 所有者が住民票を異動させずに転出している場合の対応は苦慮しているところである。法的根拠がない限り、民間事業者が情報提供することは難しいと思われる。 ○ 種々事例があり郵便転送手続をしている人もいないと思われるが、郵便転送情報の利用により所有者等の所在を確知でき、直接会って改善に向けて説得することができれば早急な問題解決にもつながる。一定の条件をつけてもよいので郵便転送情報の利用ができるよう強く要望したい。 ○ 当市においても、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出している事例は多く、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等に加え、郵便転送情報を利用できることは、所有者等の所在を把握する手段として有効であるといえる。	【個人情報保護委員会】 個人情報保護法上、「法令に基づく場合」には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得ること、求められていない(同法第23条第1項第1号)。 仮に、郵便事業者が空家法第10条第3項に基づく「その他の者」に該当すると判断される場合には、本人同意がなくとも郵便事業者が市町村長に対して当該空家の所有者等の転居先情報を提供することについて、個人情報保護法上の問題はないと考えられる。 【総務省】 郵便法においては、第8条第1項で信書の秘密を確保することが、同条第2項で他人の秘密を守ることが規定されています。郵便の転送情報については、これまで信書の秘密・他人の秘密に該当するものとして取り扱われていることから、同情報を提供することについては慎重に対応すべきと考えています。 なお、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中と承知しています。 【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に對して、空家等の所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求めることができる。」と規定されており、ここていう「その他の者」として、郵便事業者から情報提供を求めることは可能である。
273	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。 しかし、自治体が空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するが否かは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が交わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支障事例】 放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要があるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の意図が一歩化(市から相続関係の指示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空き家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	—	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市、	○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけでは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に埋もれる。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。 ○ 当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 ○ 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○ 相続権継承者が明確で調整がつかず、誰も管理せず、空家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されている。 ○ 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多くように感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の意図が一歩化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○ 当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることなども検討すべきではないかと考える。 ○ 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたった場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、当人が電話番号を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対	

区地域協議会の位置づけや権限を鑑みると、「区の区域内に住所を有する者」からの参加が多数であるべきと認識している。しかし、一方で、多様な意見の調整を行い、協働による地域づくりを行う場においては、区外からの通学・通勤者、公共的団体等の支部・支店からの代表者など、区に関わりのある者については区民として取り扱うべきと考えている。 ご指摘のとおり、オブザーバーとして参加することは可能だが、議決権が無いこと、会長、副会長、幹会長等の役員に就任できないことなどの規制がある。また、区地域協議会は住民や公共的団体等からの主体的な参加を期待しているが、オブザーバーでは主体的な参加にならないため、他の委員と同等の位置づけで活動していただきたいと考えている。 なお、選挙で選ばれる住民の代表機関という立場ではないこと、条例の制定や予算の議決権などの権能を有していないことより、区地域協議会は区議会への役割を果たす機関ではないと認識している。 本市において、区地域協議会は、区民や諸団体等の主体的な参加を通じて、多様な意見の調整を行い、区役所と連携して身近な地域づくりを行っており、区民と市との協働によるまちづくりを行う要の機関として、区の行政を補完する役割を担っている。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	—	
学校給食費が地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定する「物品売払代金」に該当し、現行制度においても私人への徴収又は収納の事務の委託が可能である旨、通知等により速やかに周知を図っていただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	○ 通知の内容及び発出時期を明確に示していただきたい。 なお、発出時期については、年末の閣議決定に間に合うようにしていただきたい。	
個人情報保護委員会や国土交通省の回答では現行規定に基づき情報提供を求めることは可能とされたが、郵便事業者を所管する総務省の回答は「慎重に対応すべき」であり、郵便の転送情報が通信の秘密に該当することについては現在係争中とある。裁判所の見解として、転居届に記載された情報が「通信の秘密」に該当せず、「読書の秘密」にも該当しないこととなった場合には、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改定など、情報提供に向けた対応をされたい。 加えて、現時点においても、本人の同意を得れば郵便情報を提供することは可能であることを周知するなど、市町村が空家対策を推進するために必要な場合における協力をお願いする。	—	【船橋市】 空家等対策においては、所有者の所在の把握が困難を極め、対策が遅れてきたことから、空家法で税情報の内部利用を可能とする条文を規定する等、これまで取得できなかった情報を取得可能とした経緯がある。こうした経緯からも、郵便事業者がもつ転送情報も該当させるべきと考える。については、転送先情報の開示が可能となるよう、空家法第10条の改正または、郵便法第8条の改正を強く求める。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	/	
本提案は、すべての法定相続人が空き家を管理しない場合、当該空き家に関する書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役となる責任者を行政が指定するにすぎず、こうした行為は、特別な権利や義務の付与、他の相続人の権利の制約、共有者としての責任を超える責任の付加には当たらないと考える。 地方税法において、地方税の適正な債権管理に資するため、法定相続人の1人を代表者に指定できるのと同様に、公益的かつ緊急的な課題を抱える空き家についても空き家の適正管理に資するよう法定相続人の1人を代表者として指定できるようにすべきである。	—	—	—	【全国市長会】 慎重に検討されたい。 ただし、支障事例が多数あるため、当案を含め、解決策を積極的に検討すること。		○ 地方公共団体が法定相続人の中から代表人を指定し、その代表人から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる(義務づける)仕組みを検討すべきではないか。 ○ また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表人に情報提供できる仕組みを構築するべきではないか。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

個人毎に通知書をデータ化し管理している団体は、申告特例通知書を一覧表とすることで事務負担が増大するとのご指摘だが、その原因は紙ベースでの通知に限られていることにある。様式を一覧表に統一しても電子データによるやりとりを可能とすれば、データの編集が容易になるため、送付・受入の双方にとって事務負担の軽減になると考える。 電子化に当たっては、紙ベースでのやりとりのみであった扶養是正情報を、事務負担軽減の観点からeLTAXを活用して国及び市町村間でやりとりが可能となったように、eLTAXを活用して申告特例の通知を行うことができるように検討をお願いしたい。	—	【豊田市】 当市では、平成28年中の寄附に係る申告特例通知を1万通超受領しているが、通知書自体を個人ごとに名寄せして管理することはなく、資料番号等を附し、データ化して管理しているため、申告特例通知が一覧表になることによって、事務負担が増大することはなく、管理しやすくなる。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう総合的に検討すること。	
所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。 関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。